

いしかわの木づかい製品利用促進運動実施要綱

1 運動の趣旨

県土の約7割を占める森林は、木材生産はもとより、水源かん養、県土保全、保健休養などの様々な機能を有し、県民の生命と暮らしを守り、心に潤いと安らぎを与えてくれるかけがえのない県民共通の財産となっている。

一方、戦後造成された人工林が成長し、利用できる時期を迎えており、森林資源を適切に利活用していくことは、森林の保全を図る上からも重要なこととなっている。

このため、身近な木製品を使用する運動を展開し、木材を利用していくことへの理解を深めるとともに、日常生活において、木の香あふれ、潤いのある生活空間の創造と活力ある森林づくりを推進するものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産材

石川県内で生産された素材ならびに当該素材を材料とする製材品

(2) 県産材使用商品

県産材を使用して製作された商品（住宅を除く）又は、県が特に重要と認めた木製品

(3) 木づかい宣言事業者

県産材商品又は、その他木材（国産材に限る）製品を利用する取組を行い、それを宣言する事業者

3 運動の内容

(1) 木材利用に関する普及啓発

(2) 「県産材使用商品」及び「県産材活用の取組」の登録及び普及

(3) 木づかい宣言事業者の登録及び普及

4 運動の取組み

(1) 県は、森林資源の利活用を応援する「県産材を使用した商品」や「県産材活用の取組」を公募の上、登録し、ホームページや冊子で公表するものとする。

(2) 県は、この運動をより一層広めていくため、県産材使用商品又はそ

の他の木材（国産材に限る）製品の利用促進を宣言する事業者を公募のうえ登録し、特に優良な事業者について名板の贈呈や各種広報媒体を通じて紹介、その他必要な支援を行うものとする。

(3) 県は、この運動を展開するために、「石川県木材利用推進協議会」に「木づかい製品利用促進委員会」を設置し、必要な意見を聞くことができるものとする。

(4) 県は、この運動を広く県民各層へ展開していくため、市町に対しても運動の推進を呼びかけていくとともに、森林・林業及び木材関係団体等と連携を図りつつ運動を推進していくものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。